

覚醒剤取締法

＜覚醒剤原料取扱者＞

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	30-2	1	指定申請 1. 覚醒剤原料取扱者：薬局開設者、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者、医薬品販売業者その他覚醒剤原料を譲り渡すことを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の使用を必要とする者	
法	30-12	1	I. 構造設備 覚醒剤原料取扱者は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料を、その業務所又は覚醒剤原料を保管しようとする場所の所在地の都道府県知事にあらかじめ届け出た場所において保管しなければならない。	I. 構造設備 覚醒剤原料の保管は、業務所又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所内の鍵をかけた場所において行うこと。
		2	前項の保管は、鍵をかけた場所において行わなければならない。	鍵をかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことをいう。 保管設備 1. ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次によること。 ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること。 ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること。 ③ 覚醒剤原料専用の保管庫又は他のものと完全に分離する形態で保管すること。 ④ 保管庫は、できるだけ人目につかない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。 2. 建物の一部又は全部を保管設備として使用する場合は、次によること。 ① 保管場所の扉は金属性とし、堅固な錠を設けること。壁、天井、床については容易に破られない材質のものであること。 ② 保管場所に窓、換気口がある場合には、鉄格子を入れること。 ③ 覚醒剤原料専用の保管場所又は他のものと完全に分離できる場所であること。 ④ 保管場所の位置は、立地条件に応じ容易に侵入できないところに設置すること。
則	9	II. 要件	覚醒剤原料取扱者の指定は、次に掲げる定める者について行うものとする。 イ 医薬品製造販売業者、医薬品製造業者 ロ 薬局開設者 ハ 医薬品医療機器等法に基づく店舗販売業者、卸売販売業者 ニ 覚醒剤原料を譲り渡すことを業とする者は、覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者とする。 ホ 業務のため覚醒剤原料の使用を必要とする者は、香料又は化学薬品の製造業又は販売業若しくは石けんの製造業者とする。	II. 要件 取扱責任者の設置 覚醒剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、覚醒剤原料に関する事故等の防止を図るため、業務所ごとに取扱責任者を設置すること。 取扱責任者には、当該業務所における覚醒剤原料の受入・保管・払い出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者をあてること。 その他、法令に定めるとおり。
法	30-5		指定の有効期間 覚醒剤原料取扱者の指定の有効期間は、指定の日からその指定の日から4年を経過した日の属する	

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	30-5		<p>年の12月31日までとする。</p> <p>指定の申請手続き 覚醒剤原料取扱者の指定を受けようとする者は業務所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を提出しなければならない。</p>	<p>指定申請 以下の書類を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 覚醒剤原料取扱者指定申請書（大阪府の定める様式） 2. 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ。発行日より6ヶ月以内のもの） 3. 業務所平面図（保管場所を明示。ビル等同一フロアに複数の店舗等がある場合は、当該フロア全体の配置図も必要。） 4. 保管場所の写真（施錠及び固定が確認できるもの）又は立体図（寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示） 5. 定款（写）（法人のみ） 6. 施行規則第9条のイ、ロ、ハに定める者にあつてはその許可証の写し <p>2. ～4. の書類は、同一内容の書類が既に本府に提出されている場合、その旨を備考欄に記載することにより省略することができる。</p>

覚醒剤取締法

<覚醒剤原料取扱者>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	30-2	1	2. 覚醒剤原料研究者：覚醒剤原料に関し相当の知識を持ち、かつ研究上覚醒剤原料の製造又は使用を必要とする者	
法	30-12	1 2	I. 構造設備 1. 覚醒剤原料研究者は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料を、その研究所内において保管しなければならない。 2. 前項の保管は、鍵をかけた場所において行わなければならない。	I. 構造設備 覚醒剤原料の保管は、業務所内において行うこと。 鍵をかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことをいう。 保管設備 1. ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次によること。 ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること。 ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあつては床にボルト等により固定すること。 ③ 覚醒剤原料専用の保管庫又は他のものと完全に分離する形態で保管することが望ましいこと。 ④ 保管庫は、できるだけ人目につかない場所であつて、施錠設備のある室内に設置すること。 2. 建物の一部又は全部を保管設備として使用する場合は、次によること。 ① 保管場所の扉は金属性とし、堅固な錠を設けること。壁、天井、床については容易に破られない材質のものであること。 ② 保管場所に窓、換気口がある場合には、鉄格子を入れること。 ③ 覚醒剤原料専用の保管場所又は他のものと完全に分離できる場所であることが望ましいこと。 ④ 保管場所の位置は、立地条件に応じ容易に侵入できないところに設置すること。
則	9		II. 人的要件 1. 覚醒剤原料研究者として覚醒剤原料に関し相当の知識を有する者は、施行規則第1条第2号に掲げる業務に従事する者とする。	II. 人的要件 覚醒剤原料研究者の指定を与える要件
則	1		2. 覚醒剤原料研究者の指定を受けられる者は、医学、薬学、化学、応用化学その他学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、覚醒剤原料の使用が特に必要と認められるものであること。	1. 個人の趣向を満たすために覚醒剤原料の吸食等をしない者 2. 公的機関、大学の研究室、医薬品研究（製薬会社等）又は試験検査業務を行う法人の研究室又は香料会社の研究室に勤務し業務上覚醒剤原料を取扱うことを必要とする者 3. 医学、薬学、化学、農学等に関する学科を卒業し、学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、かつ研究目的が妥当であり、覚醒剤原料の使用が特に必要と認められる者
法	30-5		指定の有効期間 覚醒剤原料研究者の指定の有効期間は、指定の日からその指定の日から4年を経過した日の属する年の12月31日までとする。	
法	30-5		指定の申請手続き 覚醒剤原料研究者の指定を受けようとする者は業務所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を提出しなければならない。	指定申請 以下の書類を提出すること。 1. 覚醒剤原料研究者指定申請書（大阪府の定める様式） 2. 申請者の履歴書 3. 研究計画書（研究目的、覚醒剤原料の種類等） 4. 研究室のある建物の平面図 5. 研究室内詳細図（保管場所を明示） 6. 保管場所の写真（施錠及び固定が確認できるもの）又は立体図（寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示）